



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年6月23日火曜日 第2683号

◇ 目 次 ◇

肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	655
入会林野整備計画を適当とする決定.....	(森林整備課) ...	655
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課) ...	655
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	656
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	657
道路の供用開始(県道八幡浜保内線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	657
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	657

公 告

土地(建付地)の売払い.....	(総務管理課) ...	657
------------------	-------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	659
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	659
政治団体の解散の届出.....	(") ...	660

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第829号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成27年6月23日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成33年7月22日	愛媛県第1196号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地
平成30年7月27日	愛媛県第1264号	混合有機質肥料	なたねぼかし	窒素全量 4.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地

○愛媛県告示第830号

北宇和郡鬼北町大字広見121番地清家治外12名から認可申請のあった広見部落林入会林野整備計画は、適当であると決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月23日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
広見部落林入会林野整備計画書の写し
- 縦覧の期間
平成27年6月24日から7月23日まで
- 縦覧の場所
愛媛県庁、南予地方局及び鬼北町役場

○愛媛県告示第831号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市周布開田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年6月23日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三宅 収	西条市吉田249番地
"	宇佐美 政夫	西条市吉田1290番地2
"	眞田 吉幸	西条市吉田371番地
"	一色 宣征	西条市周布1591番地
"	河 淵 仁	西条市周布1494番地8
"	豊 嶋 祥一郎	西条市北条1490番地1
"	寺 田 幸雄	西条市石田203番地4
"	福 田 容造	西条市丹原町田野上方113番地2
"	一色 康浩	西条市吉田347番地

"	越 智 道 博	西条市吉田491番地
"	佐 山 弘 保	西条市吉田1487番地
"	越 智 康 博	西条市吉田628番地 1
"	越 智 富 夫	西条市吉田563番地
"	伊 藤 博	西条市周布180番地 2
"	兼 井 光 範	西条市丹原町田野上方202番地
監 事	近 藤 通 利	西条市吉田601番地 1
"	真 田 洋 子	西条市吉田669番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 宅 収	西条市吉田249番地
"	宇佐美 政 夫	西条市吉田1290番地 2
"	真 田 吉 幸	西条市吉田371番地
"	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	河 淵 仁	西条市周布1494番地 8
"	木 曾 久	西条市石田633番地
"	豊 嶋 祥一郎	西条市北条1490番地 1
"	寺 田 幸 雄	西条市石田203番地 4
"	福 田 容 造	西条市丹原町田野上方113番地 2
"	一 色 康 浩	西条市吉田347番地
"	越 智 道 博	西条市吉田491番地
"	佐 山 弘 保	西条市吉田1487番地
"	越 智 康 博	西条市吉田628番地 1
"	越 智 富 夫	西条市吉田563番地
"	伊 藤 博	西条市周布180番地 2
"	兼 井 光 範	西条市丹原町田野上方202番地
監 事	近 藤 通 利	西条市吉田601番地 1
"	真 田 洋 子	西条市吉田669番地 3

○愛媛県告示第832号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第四土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

○愛媛県告示第833号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな った 事 実
(般特-22)第7203号	平成22年7月18日	四國ロード(株)	田中 賢造	今治市南高下町3-5-23	平成27年5月11日	土木工事業 とび・土工工事業 電気工事業 塗装工事業	建設業の廃止(全部)
(般-23)第16979号	平成24年3月13日	MEI住健	山本 明	新居浜市郷3-5-17	平成27年5月12日	建築工事業	建設業の廃止(全部)
(般-22)第8885号	平成22年9月13日	(有)田中電器工事店	田中加奈江	西条市桑村369-3	平成27年5月14日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(特-23)第14892号	平成23年12月25日	(株)大力	田中 達夫	西条市喜多川853	平成27年5月21日	建築工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止(全部)
(般-22)第7706号	平成22年6月12日	徳永鉄建(株)	徳永 光晴	西条市丹原町北田野84-3	平成27年5月22日	土木工事業	建設業の廃止(一部)

平成27年 6月23日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	高 橋 宏 幸	西条市水見乙1480番地
"	原 田 主 税	西条市小松町新屋敷甲31番地第2
"	近 藤 直 意	西条市小松町新屋敷甲51番地
"	野 嶋 克 哉	西条市小松町新屋敷甲459番地
"	桑 原 好 男	西条市小松町新屋敷甲567番地 3
"	平 井 數 馬	西条市小松町新屋敷甲626番地 1
"	三 崎 雄 二	西条市小松町新屋敷甲174番地
"	越 智 庄 司	西条市今在家41番地 5
"	真 鍋 達 也	西条市小松町新屋敷甲2719番地 2
"	久 米 良 明	西条市今在家209番地
監 事	村 上 昭 義	西条市小松町新屋敷甲57番地
"	安 藤 英 利	西条市水見丙982番地10

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 義 雄	西条市小松町新屋敷甲755番地
"	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	原 田 主 税	西条市小松町新屋敷甲31番地第2
"	野 嶋 克 哉	西条市小松町新屋敷甲459番地
"	一 色 廣 幸	西条市小松町新屋敷甲108番地 2
"	三 原 正 行	西条市小松町新屋敷甲342番地 2
"	桑 原 好 男	西条市小松町新屋敷甲567番地 3
"	平 井 數 馬	西条市小松町新屋敷甲626番地 1
"	高 橋 宏 幸	西条市水見乙1480番地
"	木 原 英 則	西条市今在家88番地
"	越 智 光 政	西条市今在家42番地
監 事	村 上 昭 義	西条市小松町新屋敷甲57番地
"	安 藤 英 利	西条市水見丙982番地10

(般 - 23)第10244号	平成23年 8 月21日	亀岡建築	亀岡 茂秋	西条市下島山甲1359 - 9	平成27年 5 月22日	建築工事業	建設業の廃止 (全部)
(般 - 25)第15465号	平成25年 12 月4 日	(有) 共栄板金工業	楢垣 隆夫	今治市中寺1005	平成27年 5 月22日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止 (全部)

○愛媛県告示第834号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、

松山市新浜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 6 月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第835号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市大平 1 番耕地805番 5 から 同市大平 1 番耕地787番23まで	平成27年 6 月23日

○愛媛県告示第836号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年 6 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
行政情報処理端末機等 1 式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2	平成27年 5 月25日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目 1 番地の15	月額 716,040円	一般競争入札	平成27年 4 月14日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 6 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地 (建付地) の売払い
- (2) 売り払う土地 (建付地) の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予定価格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
松山市久万ノ台777番 2	宅 地	216.26㎡	居 宅	コンクリートブロック 造陸屋根 2 階建	83.80㎡	14,979,600円

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成27年 6月23日（火）から平成27年 8月11日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話（089）912 - 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2条第 6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第 9項に規定する特定信書事業者による同条第 2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成27年 8月11日（火）午後 5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成27年 7月21日（火）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成27年 8月25日（火）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

愛媛県庁本館 2階総務部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2条第 1項に規定する風俗営業、同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年6月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
伊予医師連盟	河 邊 憲 郎	山 本 浩 之	伊予市下吾川381 - 1	平成27年5月18日	
上浮穴郡医師連盟	豊 田 茂 樹	菅 昇	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920	平成27年5月26日	
住田英次後援会	住 田 英 次	住 田 さとみ	伊予郡松前町大字北黒田513 - 2	平成27年5月27日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年6月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
えひめ民社協会西条総支部	会 計 責 任 者	白 石 岳	小 林 憲 由	平成27年5月11日	
自由民主党東予周桑支部	会 計 責 任 者	持 主 真知子	越 智 俊 幸	平成27年5月12日	政党の支部
大木けんたろう後援会	代 表 者	藤 村 英 義	大 木 健太郎	平成27年5月13日	
	会 計 責 任 者	乗 松 淳 一	草 野 康 一		
二宮美日後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町大字小松1392	北宇和郡鬼北町近永656 - 2	平成27年5月14日	
三好幹二西予後援会	会 計 責 任 者	森 英 二	土 居 亀一郎	平成27年5月20日	
自由民主党愛媛県支部連合会	代 表 者	河 野 忠 康	竹 田 祥 一	平成27年5月25日	政党の支部
自由民主党愛南支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城1954 - 1	南宇和郡愛南町中浦1016 - 1	平成27年5月25日	政党の支部
	代 表 者	山 下 太 三	山 下 正 敏		
	会 計 責 任 者	中 野 光 博	宮 下 一 郎		
自由民主党松野支部	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町蔵生611	北宇和郡松野町豊岡899	平成27年5月25日	政党の支部
	代 表 者	加 藤 康 幸	関 本 良 夫		
	会 計 責 任 者	岡 村 勝	加 藤 康 幸		

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年 6月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
佐々木泉後援会	坂東啓司	平成26年12月1日
敏 栄 会	辻川 眞	平成27年 4月30日